

## 第175回 判例地方自治研究会

作成者 石田 純

- 1 期日 令和5年4月27日(木) 18時30分～ オンライン (zoom) 会議
- 2 参加者 須田、澤村、石田、牟田、川口、高本、山岸、荒木、鎌田 (以上9名・敬称略・順不同)
- 3 発表課題

### 懲戒処分取消等請求事件(氷見市) 最判令和4年6月14日 発表担当: 牟田先生

**事案** 普通地方公共団体であるYの消防職員であったXは、任命権者であった氷見市消防長から、上司及び部下に対する暴行等を理由とする停職2月の懲戒処分(以下「第1処分」という。)を受け、さらに、その停職期間中に正当な理由なく上記暴行の被害者である部下に対して面会を求めたこと等を理由とする停職6月の懲戒処分(以下「第2処分」という。)を受けた。

本件は、Xが、Yを相手に、第1処分及び第2処分の各取消しを求めるとともに、国賠法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

**争点** 本件各処分について、懲戒権者による裁量権の逸脱濫用が存するか。

**原審** 第2処分について、非違行為は、反社会的な違法行為とまで評価することが困難なものである上、第1処分に対する審査請求手続のためのものであって第1処分の対象となる非違行為である暴行等とは異なる面があり、同種の行為が反復される危険性等を過度に重視することは相当ではないなどとして、裁量権の逸脱濫用に当たる違法なものと判示。

**判旨** 第2処分の対象となった事案は、Xがそれまで上司及び部下に対する暴行及び暴言を繰り返していたことを背景として、同僚の弱みを指摘した上で、第1処分に係る調査に当たって同人がXに不利益となる行動をとっていたならば何らかの報復があることを示唆したり、第1処分に対する審査請求手続をXにとって有利に進めることを目的として面会を求め、これを断った被害者に対し、告訴をするなどの報復があることを示唆することにより、各被害者らを不安に陥れ、又は困惑させるものである。本件各働き掛けは、いずれも、懲戒の制度の適正な運用を妨げ、審査請求手続の公正を害する行為であり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に当たり、非難の程度が高いという評価が不合理とはいえない。以上の事情を総合考慮すると、停職6月という第2処分の量定をした消防長の判断は、懲戒の種類についてはもとより、停職期間の長さについても社会観念上著しく妥当を欠くものであるとはいえず、懲戒権者に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるということとはできない。→原判決破棄、他の違法事由の有無等について審理を尽くさせるため差戻し。

### 分限免職処分の取消請求事件(長門市) 最判令和4年9月13日 発表担当: 高本先生

**事案** 部下へのパワハラ、暴行等を繰り返した上告人(長門市)消防職員であるXが、任命権者である長門市消防長から、その職に必要な適格性を欠き、地方公務員法28条1項3号の規定に該当するとして分限免職処分を受けたのを不服として、上告人を相手にその取消しを求める事案。暴行等の内容は、平成20年4月から同29年7月までの間、同月当時の上告人の消防職員約70人のうち、部下等の立場にあった約30人に対し、約80件のパワハラ行為等を行ったというもので、例えば①訓練中に蹴ったり叩いたりする、羽交い絞めにして太ももを強く膝で蹴る、顔面を手拳で10回程度殴打する、約2kgの重りを放り投げて頭で受け止めさせるなどの暴行、②「殺すぞ」、「お前が辞めたほうが市民のためや」、「クズが遺伝子を残すな」、「殴り殺してやる」などの暴言、その他プライバシー侵害、報復の示唆等である。

**争点** 分限免職処分の適法性。

**一審** 判旨と同一の判例(最判昭和48年9月14日)の摘示をしたうえでXの行為は幼稚かつ身勝手な行為の程度も相当悪質であるが、長門市の消防組織においては、ある意味で開放的な雰囲気から醸成されていたものであり、上司から部下に対する粗暴ないし無遠慮な言動を助長ないし黙認する風潮もあったものであり、Xの一連のパワハラ行為も、こうした被告の消防組織における独特な職場環境を背景として継続されたものといえる。また、本件処分に至るまで、パワハラに関する研修等の受講をさせておらず、自己の行為の非違性について省察し、それを改める機会がなかったともいえ、仮にそうした機会が一度でもあれば、Xの部下への振る舞いが改善された可能性が十分に認められる。一連のパワハラ行為は、単に原告個人の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等にのみ基因して継続されたものとはいえず、原告に免職を相当とするほどの適格性の欠如があるとまでは認められない。→本件免職処分を取り消す。

**原審** 一審判決と同様の理由により長門市の控訴を棄却(なお、他の加害者との処分の均衡についても指摘)。

**判旨** 「地方公務員法28条に基づく分限処分については、任命権者に一定の裁量権が認められるものの、その判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものである場合には、裁量権の行使を誤った違法なものであることを免れないといふべきである。そして、免職の場合には公務員としての地位を失うという重大な結果となることを考えれば、この場合における判断については、特に厳密、慎重であることが要求されるものと解すべきである(最高裁昭和43年(行ツ)第95号同48年9月14日第二小法廷判決・民集27巻8号925頁参照)。」としたうえで、本件について事案記載のXの行為について「長期間にわたる悪質で社会常識を欠く一連の行為に表れた被上告人の粗野な性格につき、公務員である消防職員として要求される一般的な適格性を欠くとみることが不合理であるとはいえない。また、本件各行為の頻度等も考慮すると、上記性格を簡単に矯正することはできず、指導の機会を設けるなどしても改善の余地がないとみることにも不合理な点は見当たらず、「被上告人の行為を上司等に報告する者への報復を示唆する発言等も含まれており、現に報復を懸念する消防職員が相当数に上ること等からしても、被上告人を消防組織内に配置しつつ、その組織としての適正な運営を確保することは困難」であるとして、「免職の場合には特に厳密、慎重な判断が要求されることを考慮しても、被上告人に対し分限免職処分をした消防長の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものであるとはいえず、本件処分が裁量権の行使を誤った違法なものであるということとはできない」と判示した。→原判決破棄自判(Xの請求棄却)